

議案第 46 号

里庄町個人情報保護条例の一部改正について

里庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 9 月 1 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の施行に伴い、特定個人情報及び情報提供等記録の取扱い等について定める等所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 里庄町個人情報保護条例（平成18年里庄町条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条・第13条」を「第12条一第13条」に改める。

第2条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 保有特定個人情報 保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。

第2条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 特定個人情報 個人情報であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。

第12条第1項中「機関は、保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第12条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することができる。

3 実施機関は、前項の規定により保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用するときは、本人及び第三者の権利利害を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第12条の3 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第14条第2項中「代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」という。）」を加える。

第15条第2項中「法定」を削る。

第16条第2号中「未成年者又は成年被後見人の法定」を削る。

第24条第1項中「その法定」を削る。

第26条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定」を削る。

第27条第2項中「法定」を削る。

第33条第1項第1号中「又は第12条」を「第12条若しくは第12条の2第1項及び第2項」に改め、「いるとき」の次に「、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第2号中「第12条」の次に「又は第12条の3」を

加え、同条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定」を削る。

第34条第2項中「法定」を削る。

第48条第1項中「情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。）」を加え、同条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

第2条 里庄町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とする。

第2条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第12条の2第2項中「個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）」を加える。

第32条の見出し中「提供先」の次に「等」を加え、同条中「基づく保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

第33条第1項中「する保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。